第七十五条第二項第二号	国土交通大臣若しくは都道府県知事	要求（都道府県知事がするときは、勧告）	国土交通大臣
二十四			
第七十五条第三項	当該道路の道路管理者	要求	都道府県
二十五			
第七十五条第五項	国土交通大臣又は都道府県知事	要求若しくは勧告	国土交通大臣
二十六			
第七十六条第一項	次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事	第一号から第三号までに掲げる事項を国土交通大臣	
二十七			
第九十六条第二項	都道府県又は	都道府県である道路管理者若しくは都道府県又は	
二十八	都道府県である道路管理者	都道府県である道路管理者又は都道府県	

第二条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県の行う維持等の公示）

第二条の二　都道府県は、法第十七条第八項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持等（維持又は災害復旧に関する工事をいう。以下この条並びに第四条の五第一項及び第三項において同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、維持等の区間及び維持等の開始の日を公示しなければならない。

2　都道府県は、前項に規定する維持等の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、同項の規定に準じてその旨を公示しなければならない。

第四条第二項中「第二条第一項」の下に「（第一号又は第三号に係る部分に限る。）」を加え、「告示する工事の開始」を「告示された工事の開始」に、「告示する工事の完了」を「告示された当該工事の完了」に改め、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「については、当該」に改める。

第四条の二第一項中「行う権限」の下に「（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「前項に規定する指定市以外の市町村の権限」を「指定市以外の市町村が代行する権限」に、「公示される」を「公示された」に改め、「から」の下に「同項の規定に基づき公示された当該」を、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の」を「については、当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　指定市以外の市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

第四条の三第一項中「権限」の下に「（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「前項に規定する国土交通大臣の権限」を「国土交通大臣が代行する権限」に改め、「第二条第一項」の下に「（第四号に係る部分に限る。）」を加え、「告示する工事の開始」を「告示された工事の開始」に、「告示する工事の完了」を「告示された当該工事の完了」に改め、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「は、工事の」を「については、当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を告示しなければならない。

第四条の四第一項中「行う権限」の下に「（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「前項に規定する国土交通大臣の権限」を「国土交通大臣が代行する権限」に改め、「第二条第一項」の下に「（第五号に係る部分に限る。）」を加え、「告示する工事等の開始」を「告示された維持又は工事の開始」に、「告示する工事等の完了」を「告示された当該維持又は工事の完了」に改め、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「は、工事等の」を「については、当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を告示しなければならない。

第四条の四の次に次の一条を加える。

第四条の五　法第十七条第八項の規定により都道府県が維持等を行う場合において、法第二十七条第四項の規定により都道府県が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「都道府県が代行する権限」という。）は、前条第一項各号に掲げるもののうち、都道府県が道路管理者と協議して定めるものとする。

2　都道府県は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3　都道府県が代行する権限は、第二条の二第一項の規定により公示された維持等の開始の日から同条第二項の規定により公示された当該維持等の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条中「第二十七条第四項」を「第二十七条第五項」に改める。

第五条の二第一項中「行う権限」の下に「（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「前項に規定する国土交通大臣の権限」を「国土交通大臣が代行する権限」に改め、「第二条第一項」の下に「（第六号に係る部分に限る。）」を加え、「告示する維持の開始」を「告示された維持の開始」に、「告示する維持の完了」を「告示された当該維持の完了」に改め、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「は、維持の」を「については、当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を告示しなければならない。

第五条の三第一項中「行う権限」の下に「（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「前項に規定する指定市以外の市町村の権限」を「指定市以外の市町村が代行する権限」に、「公示される同条第一項に規定する」を「公示された」に改め、「から」の下に「同項の規定に基づき公示された」を、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「は、当該歩行者利便増進改築等の」を「については、当該」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　指定市以外の市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。